

令和4年度「県民健康調査」甲状腺検査説明動画制作業務 企画コンペ実施要領

1 事業の目的

チョルノービリ（チェルノブイリ）原発事故では、放射性ヨウ素による内部被ばくが原因で小児の甲状腺がんが発生した。福島県はチョルノービリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低いため影響は考えにくいとされているが、子供たちの甲状腺の状態を把握し健康を長期的に見守るために甲状腺検査が行われている（対象者：東日本大震災当時18歳以下のすべての県民約38万人を対象）。震災から10年以上が経過し、年齢層は概ね11歳から30歳までとなり、受診を自己判断することができる対象者が増えていることから、改めて甲状腺検査の理解促進を図る。

令和4年度事業として、「県民健康調査」甲状腺検査（以下「甲状腺検査」という。）対象者に対し、甲状腺検査に関する理解促進を図るため、関心の高いアニメーション動画を制作し、放射線医学県民健康管理センター公式ホームページの他、各関係会場での上映などにより、甲状腺検査の認知を推進するコンテンツ制作業務を委託する。

2 ターゲット・上映場所

中学生レベルで理解できる内容で作成し、検査会場など対象者が来場する会場で上映する。

3 契約までの手順

公募により委託業務に関する企画提案を受け、審査会による審査を経た上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する（以下「企画コンペ」という）。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、本学と最優秀企画提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

4 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和4年度「県民健康調査」甲状腺検査説明動画制作業務

(2) 委託業務内容

別紙「業務委託仕様書」による

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

(4) 契約限度額

合計10,450,000円（うち消費税及び地方消費税の額950,000円）
この金額以下で業務委託を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

5 企画コンペ担当部署

公立大学法人福島県立井医科大学放射線医学県民健康管理センター

甲状腺検査室 担当：眞柄

所在地 福島県福島市光が丘1番地

電話 024-581-5316（直通）

FAX 024-581-5325（直通）

メールアドレス setsumeifmu.ac.jp

6 企画コンペ参加者の資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、構成する者のいずれもが、参加資格要件を満たす者であること。

また、代表者を定めた上で参加するものとし、本学との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立中または破産手続中ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立中または更生手続中ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律158号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中ではないこと。
- (6) 本学及び福島県から工事請負契約又は業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- (7) 法人等又はその役員（法人でない団体に代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）。
 - イ 役員等に暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任している

こと。

ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。

エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。

オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を共有し、又は便宜を給与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

(8) 役員等が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

(9) 公立大学法人福島県医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。

7 スケジュール

令和4年	8月22日（月）	企画コンペ募集要領の公表
令和4年	8月29日（月）17時まで	質問書の提出期限
令和4年	8月31日（水）	質問書への回答
令和4年	9月2日（金）17時まで	参加表明書等の申込期限
令和4年	9月8日（木）正午まで	企画コンペ提案書の提出期限
令和4年	9月12日（月）（予定）	プレゼンテーション審査会
令和4年	9月20日（火）（予定）	審査結果の通知
令和4年	9月27日（火）（予定）	契約締結

8 企画コンペに関する手続き

(1) 企画コンペ仕様書等の入手

本学公式ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

※トップページ (<https://www.fmu.ac.jp/>) → 「入札情報（公募情報）」

(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間

令和4年8月22日（月）～8月29日（月）8時30分～17時まで

イ 提出方法

「実施要領等に関する質問票（様式第1号）」に簡潔に記入の上、企画コンペ担当部署にメールで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、本学公式ホームページに掲載する。

エ 回答期日

令和4年8月31日（水）

(3) 参加表明書の提出

企画コンペに参加を希望する者は必ず提出すること。

ア 受付期間

令和4年8月22日（月）～令和4年9月2日（金）8時30分～17時まで

イ 提出方法

「参加表明書（様式第2号）」に記入の上、企画コンペ担当部署にメールで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(4) 企画コンペ提案書等の提出

参加者は、企画コンペ提案書等を次により提出するものとする。

ア 提出書類

「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）」および別紙「企画コンペ提案書作成要領」で定める書類。

イ 提出期限

令和4年9月8日（木）正午必着

ウ 提出方法

企画コンペ担当部署宛てに郵送又は持参すること。

※持参の場合は、平日9時から正午まで及び13時30分から17時まで、最終日のみの9時から正午まで間に持参のこと。郵送の場合は、書留郵便にて、期日の正午までに必着のこと。

9 委託契約者候補の決定方法

(1) 審査

提出された企画コンペ提案書に基づき、企画コンペ参加者による「プレゼンテーション審査会」（以下「審査会」という。）において審査する。

なお、参加者が5者を超える場合には、提出された企画コンペ提案書による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、審査会を行うものとする。

参加者が5者以下であった場合には、一次審査は実施しないものとする。

(2) 委託契約候補者の決定

審査員は、審査会において企画コンペ提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を「審査項目、審査観点及び配点」（様式第4号）に基づき、総合的に勘案し、委託契約候補者及び次点者を決定する。なお、同点で最高得点を獲得した業者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積金額を提示した業者を選定する。また、コンペ参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。

審査項目は次のとおり。

- ア 企画提案内容
- イ 業務遂行能力
- ウ 見積額

（3）結果の通知等

審査結果は、全ての企画コンペ参加者に書面にて速やかに通知するとともに、福島県立医科大学ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。なお、電話、ファクス、電子メール等による問い合わせには応じない。

10 審査会の開催

（1）日時（予定）

令和4年9月12日（月）※都合により変更となる場合がある。

参集時間については、企画コンペ参加者に別途通知する。

（2）場所

福島県福島市光が丘1 福島県立医科大学内

（3）方法

- ア 審査会への出席者は2名以内とする。
- イ 審査会においては、提出した企画コンペ提案書の説明及び審査員からの質疑応答を行う。（当日は動画が再生できるパソコン及びHDMIケーブルを持参し、医大が用意するモニターで過去の類似の作品について一つ以上を動画で提示すること。なお、今回制作する動画は、ここで提示された作品と同等またはそれ以上の品質で制作することを保証すること。）
- ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後の質疑応答についても10分以内で実施する。
- エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画コンペ提案書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできない。

11 その他

- （1）企画コンペに要する経費等は、企画コンペ参加者の負担とする。
- （2）提出された書類は、返却しない。

- (3) 提出された書類の内容は、変更することができない。(軽微な修正を除く)
- (4) 本学は、提出書類について、本業務以外の目的で使用しない。
- (5) 応募者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (6) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (7) 本企画コンペの実施において知りえた個人情報については、他に漏らしてはならない。
- (8) 提出書類等が次の項目に該当する場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合
 - イ 仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合
 - ウ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ その他不正な行為があった場合